

第1号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由					
(第1号議案) 名古屋都市計画区域区分の変更 ○八床地区(瀬戸市)		八床地区について、地区計画等による計画的な市街地形成が確実な区域を市街化区域に編入するものである。					
[参 考]							
・ 市街化区域面積表							
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)		地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
			増減 面積 (ha)	減 面積 (ha)	編入 (箇所)	除外 (箇所)	
瀬戸市	約2,633	約2,662	約29.2	—	1	—	八床地区 <29.2ha>
・ 名古屋都市計画用途地域の変更(瀬戸市決定)							
	種類	容積率	建蔽率				
変更前	—	—	—				
変更後	工業専用地域	200%	60%				

第2号議案 尾張都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由				
(第2号議案) 尾張都市計画区域区分の変更 ○本庄・池之内地区(小牧市)		本庄・池之内地区について、地区計画による計画的な市街地整備が確実な区域を市街化区域に編入するものである。				
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
				編入 (箇所)	除外 (箇所)	
小牧市	約2,848	約2,874	約25.5	1	—	本庄・池之内地区 <25.5ha>
・ 尾張都市計画用途地域の変更(小牧市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	工業地域	200%	60%			
・ 尾張都市計画本庄・池之内地区計画の決定(小牧市決定):約25.5ha						

第3号議案 西三河都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項	理 由																							
<p>(第3号議案)</p> <p>西三河都市計画区域区分の変更</p> <p>○丸山町地区(碧南市)</p> <p>○2号地地区(碧南市)</p> <p>○幸田荻谷地区(幸田町)</p>	<p>碧南市丸山町地区について、地区計画に基づいた計画的な市街地整備が確実な区域を市街化区域に編入するものである。</p> <p>碧南市2号地地区について、公有水面埋立事業が竣功した区域を市街化区域に編入するものである。</p> <p>幸田町幸田荻谷地区について、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実な区域を市街化区域に編入するものである。</p>																							
[参 考]																								
<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域面積表 																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">変更前 市街化 区域面積 (ha)</th> <th rowspan="2">変更後 市街化 区域面積 (ha)</th> <th rowspan="2">増減 面積 (ha)</th> <th colspan="2">地区数</th> <th rowspan="2">変更箇所の内訳 地区名 <変更面積></th> </tr> <tr> <th>編入 (箇所)</th> <th>除外 (箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碧南市</td> <td>約2,117</td> <td>約2,143</td> <td>約26.2</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>丸山町地区 <0.6ha> 2号地地区 <25.6ha></td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>約613</td> <td>約629</td> <td>約16.3</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>幸田荻谷地区 <16.3ha></td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>	編入 (箇所)	除外 (箇所)	碧南市	約2,117	約2,143	約26.2	2	—	丸山町地区 <0.6ha> 2号地地区 <25.6ha>	幸田町	約613	約629	約16.3	1	—	幸田荻谷地区 <16.3ha>	
市町村名					変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)		増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>													
	編入 (箇所)	除外 (箇所)																						
碧南市	約2,117	約2,143	約26.2	2	—	丸山町地区 <0.6ha> 2号地地区 <25.6ha>																		
幸田町	約613	約629	約16.3	1	—	幸田荻谷地区 <16.3ha>																		
<ul style="list-style-type: none"> 西三河都市計画用途地域の変更(碧南市決定) 																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>容積率</th> <th>建蔽率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変更後</td> <td>第一種住居地域</td> <td>200%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>200%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>		種類	容積率	建蔽率	変更前	—	—	—	変更後	第一種住居地域	200%	60%	工業専用地域	200%	60%									
	種類	容積率	建蔽率																					
変更前	—	—	—																					
変更後	第一種住居地域	200%	60%																					
	工業専用地域	200%	60%																					
<ul style="list-style-type: none"> 西三河都市計画丸山町地区計画の決定(碧南市決定) 																								

- 西三河都市計画用途地域の変更(幸田町決定)

	種類	容積率	建蔽率
変更前	—	—	—
変更後	第一種低層住居専用地域	50%	30%
	準住居地域	200%	60%
	準工業地域	200%	60%

- 西三河都市計画幸田荻谷土地区画整理事業の決定(幸田町決定):約14.8ha

第4号議案 西三河都市計画臨港地区の変更について

内容及び関連する事項		理 由						
(第4号議案) 西三河都市計画臨港地区の変更 ○2号地地区(碧南市) 衣浦港臨港地区面積表		港湾の進展に伴い、埋立地の造成が行われ、港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を変更するものである。						
面 積	<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 51</td> <td>約 77</td> </tr> </tbody> </table>		旧 (ha)	新 (ha)	約 51	約 77		
旧 (ha)	新 (ha)							
約 51	約 77							
[参 考]								
<ul style="list-style-type: none"> 分区面積表(変更のある分区のみ) 衣浦港臨港地区(2号地地区(碧南市)) 								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分 区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業港区</td> <td>-</td> <td>約 26</td> </tr> </tbody> </table>			分 区	旧 (ha)	新 (ha)	工業港区	-	約 26
分 区	旧 (ha)	新 (ha)						
工業港区	-	約 26						

第5号議案 東三河都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由				
(第5号議案) 東三河都市計画区域区分の変更 ○田原4区地区(田原市)		田原4区地区について、公有水面埋立事業が成功した区域を市街化区域に編入するものである。				
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
				編入 (箇所)	除外 (箇所)	
田原市	約1,751	約1,770	約19.0	1	—	田原4区地区 <19.0ha>
・ 東三河都市計画用途地域の変更(田原市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	工業地域	200%	60%			
	工業専用地域	200%	60%			

第6号議案 東三河都市計画臨港地区の変更について

内容及び関連する事項		理 由									
(第6号議案) 東三河都市計画臨港地区の変更 ○田原4区地区(田原市) 三河港臨港地区面積表		港湾の進展に伴い、埋立地の造成が行われ、港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を変更するものである。									
面 積	<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 569</td> <td>約 588</td> </tr> </tbody> </table>		旧 (ha)	新 (ha)	約 569	約 588					
旧 (ha)	新 (ha)										
約 569	約 588										
[参 考]											
<ul style="list-style-type: none"> 分区面積表(変更のある分区のみ) 三河港臨港地区(田原4区地区(田原市)) 											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分 区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業港区</td> <td>約 111</td> <td>約 127</td> </tr> <tr> <td>修景厚生港区</td> <td>約 28</td> <td>約 31</td> </tr> </tbody> </table>			分 区	旧 (ha)	新 (ha)	工業港区	約 111	約 127	修景厚生港区	約 28	約 31
分 区	旧 (ha)	新 (ha)									
工業港区	約 111	約 127									
修景厚生港区	約 28	約 31									

第7号議案 知多都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由																																								
<p>(第7号議案)</p> <p>知多都市計画道路の変更</p> <p>○3・3・11号名古屋半田線(半田市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域の変更 <p>変更延長 約320m</p> <table border="1" data-bbox="225 564 777 716"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>15m</td> <td>18m</td> </tr> <tr> <td>一般部幅員</td> <td>15m</td> <td>15m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・3・31号半田駅前線(半田市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 起点位置の変更 区域の変更 <p>変更延長 約5m</p> <table border="1" data-bbox="225 911 860 1014"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起点</td> <td>半田市北末広町</td> <td>半田市北末広町</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知多都市計画道路の変更(市決定) <p>○7・6・202号末広線(半田市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 終点位置の変更 <p>変更延長 約190m</p> <table border="1" data-bbox="225 1305 793 1408"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>終点</td> <td>半田市北末広町</td> <td>半田市泉町</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・210号北末広線(半田市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 路線の追加 <p>変更延長 約140m</p> <table border="1" data-bbox="225 1554 847 2000"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">位置</td> <td>起点</td> <td>半田市泉町</td> </tr> <tr> <td>終点</td> <td>半田市北末広町</td> </tr> <tr> <td>主な経由地</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">構造</td> <td>構造形式</td> <td>地表式</td> </tr> <tr> <td>車線の数</td> <td>2車線</td> </tr> <tr> <td>幅員</td> <td>20m</td> </tr> <tr> <td>交差の構造</td> <td>幹線道路と 平面交差2箇所</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	交差点部幅員	15m	18m	一般部幅員	15m	15m		変更前	変更後	起点	半田市北末広町	半田市北末広町		変更前	変更後	終点	半田市北末広町	半田市泉町			新	位置	起点	半田市泉町	終点	半田市北末広町	主な経由地	—	構造	構造形式	地表式	車線の数	2車線	幅員	20m	交差の構造	幹線道路と 平面交差2箇所	<p>名鉄知多半田駅からJR半田駅の区間において、円滑な交通処理及び交通安全性の向上を図るため、3・3・11号名古屋半田線の一部区間の区域を変更するものである。</p> <p>上述の変更に加え、3・3・31号半田駅前線における3・3・11号名古屋半田線との交差点部において、安全で円滑な交通を確保するため、一部区間の区域及び起点位置を変更するものである。</p>
	変更前	変更後																																							
交差点部幅員	15m	18m																																							
一般部幅員	15m	15m																																							
	変更前	変更後																																							
起点	半田市北末広町	半田市北末広町																																							
	変更前	変更後																																							
終点	半田市北末広町	半田市泉町																																							
		新																																							
位置	起点	半田市泉町																																							
	終点	半田市北末広町																																							
	主な経由地	—																																							
構造	構造形式	地表式																																							
	車線の数	2車線																																							
	幅員	20m																																							
	交差の構造	幹線道路と 平面交差2箇所																																							

第8号議案 西三河都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項		理 由															
(第8号議案) 西三河都市計画道路の変更 ○3・5・53号西尾新川港線(碧南市) <ul style="list-style-type: none"> 構造の変更 		都市計画決定当時から社会情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性を検証した結果、3・4・501号神有線を廃止する。(碧南市決定)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差の構造</td> <td>幹線街路と 平面交差12箇所</td> <td>幹線街路と 平面交差11箇所</td> </tr> </tbody> </table>					変更前	変更後	交差の構造	幹線街路と 平面交差12箇所	幹線街路と 平面交差11箇所								
	変更前	変更後															
交差の構造	幹線街路と 平面交差12箇所	幹線街路と 平面交差11箇所															
○3・4・101号米津碧南線(碧南市) <ul style="list-style-type: none"> 構造の変更 		上述の変更に伴い、3・5・53号西尾新川港線及び3・4・101号米津碧南線の構造を変更するものである。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差の構造</td> <td>幹線街路と 平面交差9箇所</td> <td>幹線街路と 平面交差8箇所</td> </tr> </tbody> </table>					変更前	変更後	交差の構造	幹線街路と 平面交差9箇所	幹線街路と 平面交差8箇所								
	変更前	変更後															
交差の構造	幹線街路と 平面交差9箇所	幹線街路と 平面交差8箇所															
○3・5・89号半城土広小路線(刈谷市) <ul style="list-style-type: none"> 路線統合 区域の変更 変更延長 約260m		3・5・87号中町線において、名鉄刈谷市駅周辺の一体的なまちづくりの推進及び駅前広場の利便性・安全性を向上させるため、一部区間の区域及び駅前広場の面積を変更し、3・5・573号中町線に名称を改める。(刈谷市決定)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">路線統合</td> <td>3・5・89</td> <td>3・5・570</td> <td>3・5・89</td> </tr> <tr> <td>半城土 広小路線</td> <td>下屋敷線</td> <td>半城土 広小路線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約2,370m</td> <td>約230m</td> <td>約2,630m</td> </tr> </tbody> </table>					変更前		変更後	路線統合	3・5・89	3・5・570	3・5・89	半城土 広小路線	下屋敷線	半城土 広小路線	延長	約2,370m	約230m
	変更前		変更後														
路線統合	3・5・89	3・5・570	3・5・89														
	半城土 広小路線	下屋敷線	半城土 広小路線														
延長	約2,370m	約230m	約2,630m														
【参考】 ・西三河都市計画道路の変更(市決定)		上述の変更に伴い、3・5・570号下屋敷線を3・5・89号半城土広小路線に路線統合し、一部区間の区域を変更するものである。															
○3・4・501号神有線(碧南市) <ul style="list-style-type: none"> 路線の廃止 廃止延長 約950m																	
○3・5・573号中町線(刈谷市) <ul style="list-style-type: none"> 名称の変更 区域の変更 																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">名称</td> <td>3・5・87</td> <td>3・5・573</td> </tr> <tr> <td>中町線</td> <td>中町線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約130m</td> <td>約190m</td> </tr> <tr> <td>駅前広場面積</td> <td>約2,700㎡</td> <td>約1,900㎡</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	名称	3・5・87	3・5・573	中町線	中町線	延長	約130m	約190m	駅前広場面積	約2,700㎡	約1,900㎡		
	変更前	変更後															
名称	3・5・87	3・5・573															
	中町線	中町線															
延長	約130m	約190m															
駅前広場面積	約2,700㎡	約1,900㎡															

第9号議案 丹羽郡大口町における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																									
<p>(第9号議案)</p> <p>1 申請者 住所 愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 205 番地 氏名 有限会社愛知環境センター 代表取締役 東久保 翔平</p> <p>2 名 称 エネルギーLabo おおぐち</p> <p>3 位 置 丹羽郡大口町豊田三丁目 109 番、110 番、111 番</p> <p>4 敷地面積 3,371.21 m²</p> <p>5 参 考</p> <p>(1)処理能力 廃プラスチック類の破碎 238.81 t/日 木くずの破碎 394.24 t/日</p> <p>(2)建築物</p> <table border="1" data-bbox="236 1294 959 1765"> <thead> <tr> <th colspan="2">建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>工場</td> <td>鉄骨造 2階建</td> <td>1,492.00 m²</td> <td>1,559.08 m²</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>事務所</td> <td>木造 2階建</td> <td>130.46 m²</td> <td>260.00 m²</td> </tr> <tr> <td>新設</td> <td>機械室</td> <td>鉄骨造 平家建</td> <td>1.08 m²</td> <td>1.08 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>1,623.54 m²</td> <td>1,820.16 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積	新設	工場	鉄骨造 2階建	1,492.00 m ²	1,559.08 m ²	新設	事務所	木造 2階建	130.46 m ²	260.00 m ²	新設	機械室	鉄骨造 平家建	1.08 m ²	1.08 m ²	合 計			1,623.54 m ²	1,820.16 m ²	<p>申請者は、平成 10 年から産業廃棄物処分業（中間処理（圧縮、減容固化、破碎））の許可を受け、丹羽郡大口町地内の計画地に近接の施設において、中間処理を行っている。</p> <p>このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズへの対応と既存施設の老朽化から施設移転を計画したところ、市街化調整区域における廃プラスチック類及び木くずの破碎施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物		構 造 階 数	建築面積	延べ面積																						
新設	工場	鉄骨造 2階建	1,492.00 m ²	1,559.08 m ²																						
新設	事務所	木造 2階建	130.46 m ²	260.00 m ²																						
新設	機械室	鉄骨造 平家建	1.08 m ²	1.08 m ²																						
合 計			1,623.54 m ²	1,820.16 m ²																						

第 10 号議案 豊田市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																																																
<p>(第 10 号議案)</p> <p>1 申請者 住 所 豊田市鴻ノ巣町三丁目 33 番地 氏 名 トヨキン株式会社 代表取締役社長 藤原 直人</p> <p>2 名 称 トヨキン株式会社 堤工場</p> <p>3 位 置 豊田市高岡町新宮 58 番1 他 23 筆</p> <p>4 敷地面積 15,287.49 m²</p> <p>5 参 考</p> <p>(1) 処理施設</p> <table data-bbox="295 1077 911 1205"> <tr> <td>廃プラスチック類の焼却</td> <td>25.38t/日</td> </tr> <tr> <td>がれき類の破碎</td> <td>453.00t/日</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の焼却</td> <td>49.33t/日</td> </tr> </table> <p>(2) 建築物</p>	廃プラスチック類の焼却	25.38t/日	がれき類の破碎	453.00t/日	産業廃棄物の焼却	49.33t/日	<p>申請者は、平成4年に建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受け、申請地で平成5年より産業廃棄物処分量の許可を受けて、産業廃棄物の処理事業を行っている。平成13年には敷地の拡大と破碎施設の増設、平成23年には焼却施設の新設のため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受けている。</p> <p>このたび、医療系廃棄物やがれき類の増加などに対応するため、焼却施設の増設及び破碎施設の処理能力の見直しを計画したところ、廃プラスチック類及びその他産業廃棄物の焼却能力が前回許可を受けた処理能力の1.5倍を超えること、がれき類の破碎能力が5t/日を超えることとなったため、改めて建築基準法第51条ただし書きの規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策については万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>																																										
廃プラスチック類の焼却	25.38t/日																																																
がれき類の破碎	453.00t/日																																																
産業廃棄物の焼却	49.33t/日																																																
<table border="1" data-bbox="247 1317 970 1937"> <thead> <tr> <th></th> <th>建 物</th> <th>構造/階数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">既設</td> <td>A 破碎施設</td> <td>鉄骨造/2階建</td> <td>2,506.33 m²</td> <td>2,617.76 m²</td> </tr> <tr> <td>B 焼却施設 (破碎施設を転用)</td> <td>鉄骨造/平屋</td> <td>1,010.20 m²</td> <td>965.10 m²</td> </tr> <tr> <td>C 焼却施設</td> <td>鉄骨造/2階建</td> <td>786.20 m²</td> <td>844.00 m²</td> </tr> <tr> <td>D 検量所</td> <td>鉄骨造/平屋</td> <td>9.99 m²</td> <td>9.99 m²</td> </tr> <tr> <td>E ポンプ庫</td> <td>鉄骨造/平屋</td> <td>9.80 m²</td> <td>9.80 m²</td> </tr> <tr> <td>F 便所</td> <td>鉄骨造/平屋</td> <td>3.12 m²</td> <td>3.12 m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新設</td> <td>G 機械室</td> <td>鉄骨造/平屋</td> <td>149.00 m²</td> <td>147.20 m²</td> </tr> <tr> <td>H 灰搬出室</td> <td>鉄骨造/平屋</td> <td>49.50 m²</td> <td>49.50 m²</td> </tr> <tr> <td>I ポンプ室</td> <td>鉄骨造/平屋</td> <td>27.50 m²</td> <td>27.50 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">合 計</td> <td>4,551.64 m²</td> <td>4,673.97 m²</td> </tr> </tbody> </table>		建 物	構造/階数	建築面積	延べ面積	既設	A 破碎施設	鉄骨造/2階建	2,506.33 m ²	2,617.76 m ²	B 焼却施設 (破碎施設を転用)	鉄骨造/平屋	1,010.20 m ²	965.10 m ²	C 焼却施設	鉄骨造/2階建	786.20 m ²	844.00 m ²	D 検量所	鉄骨造/平屋	9.99 m ²	9.99 m ²	E ポンプ庫	鉄骨造/平屋	9.80 m ²	9.80 m ²	F 便所	鉄骨造/平屋	3.12 m ²	3.12 m ²	新設	G 機械室	鉄骨造/平屋	149.00 m ²	147.20 m ²	H 灰搬出室	鉄骨造/平屋	49.50 m ²	49.50 m ²	I ポンプ室	鉄骨造/平屋	27.50 m ²	27.50 m ²		合 計		4,551.64 m ²	4,673.97 m ²	
	建 物	構造/階数	建築面積	延べ面積																																													
既設	A 破碎施設	鉄骨造/2階建	2,506.33 m ²	2,617.76 m ²																																													
	B 焼却施設 (破碎施設を転用)	鉄骨造/平屋	1,010.20 m ²	965.10 m ²																																													
	C 焼却施設	鉄骨造/2階建	786.20 m ²	844.00 m ²																																													
	D 検量所	鉄骨造/平屋	9.99 m ²	9.99 m ²																																													
	E ポンプ庫	鉄骨造/平屋	9.80 m ²	9.80 m ²																																													
	F 便所	鉄骨造/平屋	3.12 m ²	3.12 m ²																																													
新設	G 機械室	鉄骨造/平屋	149.00 m ²	147.20 m ²																																													
	H 灰搬出室	鉄骨造/平屋	49.50 m ²	49.50 m ²																																													
	I ポンプ室	鉄骨造/平屋	27.50 m ²	27.50 m ²																																													
	合 計		4,551.64 m ²	4,673.97 m ²																																													